慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	軍縮と世界法
Sub Title	Disarmament and world law
Author	内山, 正熊(Uchiyama, Masakuma)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1970
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.43, No.10 (1970. 10) ,p.51- 78
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	潮田江次先生追悼論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19701015-0051

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

軍縮と世界法

内山正熊

一　問題の所在
二　軍縮概念の検討
三　戦前の軍縮と戦後の軍縮
四　軍縮と国際法
五　軍縮と世界法

一　問題の所在

軍縮と世界法というテーマは、その課題それ自体が何を意図しているのかという研究題目の意味をまず明らかにすることから出発しなければならない。(1) 総じて、戦争を回避し国際平和を達成するためには、軍縮がとりわけ重要であり、この軍縮を実施させるためにはこれを強制する法の存在が要請されるということは明らかなことである。(2) しかし、その軍縮とは実際にいかなる内容のものであるか、それを強制する法として軍縮法なるものがあるかといえば、それは意外に検討されていな

い課題である。

この軍縮と世界法という言葉が、その概念が必ずしも明確でないのに拘らず、言葉としては頗る明快な語感をもち、ポピュラーな迫力をもつていることは、それだけに学問的にまずその内容を整理し、その概念を明らかにすることを必要とする。この二つの言葉は、英語でも、"Disarmament", "World Law"として立派に通用しているのであるが、しかし軍縮が軍備縮小の略語であり、世界法が世界普遍の法であるということだけでは、問題の核心をとらえることは出来ない。ただ、一見軍縮と世界法とのつながりは、直接の関係がないように見えながら、深く考えてみるならば軍縮にせよ、世界法にせよ、双方ともに自ら相寄り相結びつかざるをえないものであることを発見するであろう。

ここに、両者の関係を整理してみるならば、やや形式的であるけれども、二つの側面で問題を提示出来ると思われる。その第一は、軍縮と世界法とを同じ平面において併置してみることである。すなわち、軍縮と世界法とを同じ社会現象として、同次元における隣接領域の関係としてとりあげることである。その第二は、軍縮と世界法とは全く次元を異にする別個の性質のものであり、それは質的区別を前提としてとりあげることである。[3] この両者は、「軍縮と経済」、あるいは「軍縮と科学」などという隣接区域の問題とは異り、両者が対立したり、調和したりする関係にあるとはいえないのである。軍縮は、軍備縮小ないし軍備撤廃という具体的内容をもつものであるが、世界法は国際法という実定法とはちがつて、具体的法規をもたず各国の主権によつて拘束されない非限定的な特徴をもつものである。世界法は、世界的性格をもつ人類普遍の法規範であるから、同じ法であつても、国家主権の基礎の上に立つ国際法とはちがつて、いわば理念的な存在、ゾルレンの世界にあるものとされるのがつねである。これに対して軍縮は、政治、外交、軍事といつた極めて現実的な要因に制約されたザインの世界の存在である。

もし第一の形で、すなわち軍縮と世界法とを同じ平面において対置しようとするならば、世界法を理念でなく、現実に存

在する実定法であるという前提に立たなければならない。これはいまや実証の段階に入りつつであり、世界法は現に存在するものと前提されることが出来よう。[4] この点については、今日、場所的に国境をこえて文字通り世界をカバーする世界法は、旧来の統一法的な側面だけではなく、宇宙空間などに関する実定法規として存在するに至つているので、軍縮という政治社会現象と、世界法という法社会現象との同次元対置は必ずしも不可能ではない。しかしながら、第二の形で、軍縮と世界法とが同次元でとらえることが出来ないという立場に立つたとしても、十分その間の関係は密接なつながりがあるといえるのである。それは、世界法が理念であり、自然法的な存在であるとしても、軍縮の実践過程において、世界法を要請せざるをえないからである。いわば、世界法を理念の世界から現実の世界へと連結架橋する媒介中間項として軍縮が考えられるのである。いいかえるならば、軍縮を実現するためには、国際法的規整では足りず、どうしても超国家的な権威をもつ存在を必要とする以上、世界法が軍縮によつて要求されることにならざるをえないし、他方、世界法は観念的に世界社会を規整するものとされていたのに、いまやそれが現実に実定法化する契機を軍縮の中に見出すからである。事実、軍縮は一般的に国家相互間の交渉によつて、軍縮条約を成立させ、その条約が条約締結国を規制するという形をとるものであるが、しかしそれが国家本位のもので国防存立を脅かされないための相対的な勢力均衡の上に立つものである限り、軍縮条約の効果も一時的なものであるにすぎないであろう。軍縮に関する条約は、国家間条約であるけれども、それは単に締結当事国だけでなく、他のすべての国がこれに参加するというところまで及ばなければ真に有効ではないのである。この意味において、軍縮の実行のためには、すべての国家、人民に普遍妥当する世界法的規整が望ましく必要である。例えば、核兵器、核実験に関する条約が、単に核保有国だけの関心事ではなく、人類の平和生存という世界世論を背景とする人類すべてにとつての人道的要請であることからも明らかであろう。それと共に、原子・宇宙時代の到来は、単に核実験の禁止をはじめとする原子力関係の条約を幾多生むに至つているのみならず、宇宙天体に関する実定法規が存在して、核兵器など大量破壊兵器の打上げ

を禁止するところに見られるように、宇宙空間において軍事活動を制限するという規定を含む条約が現に出現していること周知の通りである。この点からすれば従来のように場所的に国境を越えて観念された世界法ではなく、軍縮に関する限り文字通りの世界法が生まれ始めたといえるのである。殊に、原水爆を禁止し、核戦争をなくそうという人類の悲願の象徴である現代の軍縮条約は、あらゆる意味において世界法として確立されてよいと思われるのである。

ここに提起される問題点としては、軍縮についての法的考察が意外に進められていない現状に鑑みて、[5] 世界法への過渡的存在としての軍縮国際法というカテゴリーの形成が要請されて然るべきではないかということである。軍縮は従来政治外交の世界の問題であつて、法的次元において対象とされるまでには至らなかつた傾きが見られる。戦争に関しては、戦時国際法という形で成熟しているのに拘らず、その戦争と関係の深い軍縮については、精々安全保障の一環として国際組織の中でとりあげられているにすぎないのである。それは、軍縮関係の諸条約は、戦時国際法と平時国際法との限界領域に位しているだけに、その国際法上の位置づけも明確でなかつたのである。しかしながら、軍縮の問題は、単に一国の安全保障、国防保全という国家生存の見地からではなく、人類の存亡という世界的視座においてとりあげるべきものである。核実験の禁止、ＡＢＣ兵器の禁止の例をあげるまでもなく、我々の人類生存に直接かかわる問題である。

このような問題については、世界法の領域においてのみでなく、伝統的な国際法の分野でも、現実に実益がある以上、軍縮国際法という形でとりあげうる理由は十分あると思われる。現在のところ、軍縮については、現行国際法においては、戦時国際法の中では害敵手段の項目の下でとりあげられるか、平時国際法の中では安全保障または原子力管理、宇宙空間、海洋などの部門でとりあげられている。これら各部門の中に分散している軍縮関係の条約、決議宣言、条例判決などは軍縮という一般的項目の下にまとめられて、軍縮国際法として集成されてよいのではないであろうか。単に条約のみならず、国連における議事録など軍縮に関する作業資料が膨大であり、[6] また国際法の法的支配領域が地球をこえて宇宙空間に及んで、そこ

での軍事活動を禁止する規定が続々生れて来る傾向から、国際法の認識材料はまことに豊富であるといえる。それ故に、国際法学者によつて軍縮国際法が整序集成されることが望まれるのである。この意味において、本稿はただ法理論的研究の素材端緒を提供するにすぎないものである。

二　軍縮概念の検討

軍縮の概念は“disarmament”という洋語の訳語であるが、そこには翻訳臭がなく日本語として立派に成熟している。しかし、今日軍縮という言葉で表現されているその実体は何であるかといえば、それは複雑多義な内容をもつているので、まずその言葉の中に包含されている意味を正確に分析し検討することを試みなければならない。

いうまでもなく、軍縮という言葉は、今日さまざまな意味をかかえているので、文字通りの軍備縮小とそうでないものとを分けてみる必要がある。すなわち似て非なる軍縮をふり分けてみなければならない。それは軍縮と一般にいわれているけれども、今日それが不当に誤解されているのは、軍備管理（arms control）と混同されているからである。「軍縮は武装兵力の支配をやめて法の支配をこれにかえようとする決意の論理的結果である」[7]という適切な意味づけをしたノエル・ベーカーが、その軍縮に関する現代第一級の白眉ともいうべき書物の名称を、軍備競争‘The Arms Race”としていることは、まことに意義深い。すなわち、軍備競争を終らせるため[8]に軍備を縮小または廃止することが軍縮であると一般にはとられていることである。

この意味で、軍備制限（Arms Limitation）は、表面的に軍事力が縮小されても、実際は戦略的立場からは自国に有利であるという配慮に基いているから、真実の軍縮ではない。それは量的軍縮であつても質的な軍縮ではない。例えばワシントン海軍々縮条約のように、英米日仏伊の主力艦制限が行われても、その制限によつて招来された不足分を巡洋艦や潜水艦で補う

という類のものである。それは防衛対抗上、兵器兵力の制限禁止を謳いながら、実は自国の軍事力を相対的に強化しようという戦略上の配慮に基いた机上の戦争（paper war）である。さらに、この種の軍備縮小は便宜主義的なものであり、相対的に有利であるときには、財政的理由から軍備を縮小する場合も多く見られるのである。すなわち、旧式軍備を廃棄して量的軍縮の形をとりながら、それは逆に新式軍備への切換えであることが屢々あり、表向きに軍縮といつても実は質的な兵器技術の合理化にほかならない。この意味では、現在の米ソ間に行なわれているＳＡＬＴは、まさに戦略兵器制限交渉であつて、兵器技術の改良補充を背景にした大国間の勢力均衡維持方法の一例である。それは軍縮に類似していても、事実上の軍備防衛の強化策である。[9] それは、最近のミサイル、ロケットには双方ともに防禦の仕様がないというところに追込まれた米ソ超大国が同等優位を保ちつつ軍備のレベルダウンをはかろうとするものである。いわば超大国が相互に現状を維持しながら、本当の軍縮を棚上げにしているものであるから、それは管理された核軍備ともいうべきものである。軍縮の形をとつても、それはむしろ軍備管理（Arms Control or Arms Regulation）と称せられるのが適切である。それと共に、軍縮という大義名分をかざしても、実はそれが世界世論に訴えて自国を有利な立場におこうとする冷戦戦略の一面であるとされることもある。西側は特にソ連の全面軍縮の主張に警戒的であつて、それは東西間において原水爆禁止の平和勢力をもり立てこれを味方にするために全面軍縮のポーズをとるのであるとされる。いわばそれは、米ソ双方に共通の宣伝外交にほかならず、軍縮は冷戦の武器であるといわれるのである。[10] したがつて、まず第一には似而非なる軍縮、すなわち軍備管理と本来の意味の軍縮とを峻別することである。

次に、この軍備管理を軍縮からふり分けるとして、それ以外のいわゆる軍縮にはいかなるものが含まれているかを検討しなければならない。それは左の三つである。[11]

(1)　軍備制限又は避止（Limitation or Abstention of Armament）

(2) 軍備縮小 (Reduction of Armament)

(3) 軍備撤廃 (Abolition of Armament)

第一の類型には、単に兵力兵器の制限のみではなく、核実験の禁止や特定兵器ないし特定地域の非武装化が含まれる。殊に最近の化学技術の発展に対応して、その禁止は核実験以外の非核措置、例えば化学生物(細菌)兵器の禁止から、天体、宇宙から海底の軍事利用の禁止に及び、さらに地域的な禁止規制をも包含するに至つている。地域的なものとしては、南極条約が第一条に「平和的利用」をかかげ、宇宙条約がその第四条で「大量破壊兵器の打上げ禁止」をあげていることに注目しなければならないが、ポーランドのラパッキー提案として知られる中欧非核武装地帯や、ラテン・アメリカ非核地域条約、アフリカ非核化に関する宣言などに見られるような、非核武装提案も看過することが出来ない。とりわけ、原子力管理については、平時における開発、実験、製造、使用、移譲の禁止が大切であり、それは生物、化学兵器についてもいわれることである。

第二の軍備縮小については、それが軍備管理と隣り合せているにせよ、しかも国際緊張を緩和することは否定出来ない。兵力の削減、間引きということは、その影響するところ大きく、政策決定者の基本姿勢によるところ少なくない。その対外的影響もさることながら、対内的影響も考慮さるべきである。ただこの縮小は相対的に行なわれることが必要であるために、一方的な軍縮が却つて反作用を招くことは、第一次世界大戦後の歴史が示すところであろう。ジュネーブ世界軍縮会議の失敗は、ドイツに対して平等原則を認めないことに根ざしていた教訓を顧みるべきである。

第三の軍備撤廃は、恒久平和を念願して戦争を除去し、国際緊張を消滅せんとする本当の軍縮というべきものである。今日この意味の軍縮が極めて重要であるのは、原水爆をはじめ大量破壊兵器が人類を破滅に導くという基本認識に基いて、全面完全軍縮が要請されているからである。特に注意すべきことは、個々の部分的軍縮措置に追われて、全面完全軍縮が脇におしやられていることである。しかしこの全面軍縮は、米ソという超大国がともに提唱したところであり、殊にフルシチョ

フの軍備全廃案（一九五九年）は有名であるが、ケネディ時代に入つて米ソ両国間で原則的な用意が出来たのに、それはU2事件以後潰えたのである。[12] その全廃案は目標として重要であることが認められながら、査察管理などの具体的措置で行詰つた形である。軍備の全廃は一挙に出来るものでなく、段階的に行なわれるが、その間の安全保障と全廃後の自国の安全保障が問題となるのである。[13] しかし個々の部分的措置も全面完全軍縮の一般的な過程の一部としてとらえらるべきである。

この全面軍縮の根拠となっているのは、現代の科学技術が途方もなく発達して、軍備競争の自己矛盾が米ソのような超大国をも軍拡で立ち行かなくせしめたことである。それはギリシアのシジフォスの神話のように、最新の高価きわまる軍需生産の成果も、次の科学的発展によつて無駄になり、次々と新兵器開発は際限がなく進み、米ソともにその負担にたえ兼ねているという実状にも根ざしている。今日軍備による国防には限界が来ていて、新兵器の先制攻撃の前には防禦が出来なくなつている（defenseless）[14] のである。他方また、社会主義国家の軍縮提唱によれば、防衛費が平和建設に向けられるべき経済計画の要求に基き、軍備撤廃は人民生活水準の向上にあてられ、また低開発国の生産力向上に向けられるべきであるというのである。[15] 全面軍縮は戦争の危険を除き、軍備競争に終止符を打ち、平和共存の世界をつくるものといわれるのは故なしとしないのである。[16] なお、この軍備撤廃の効果は、大国のみではなく、中小国にも影響を及ぼす。外国軍隊の撤退、軍事基地の撤収ということによつて、一時的な摩擦混乱があるとしても、大局的には新興独立諸国の発言権を増し、平和勢力としての成長を促すであろう。ここに、軍備撤廃、全面軍縮という意味の軍縮は、その軍事的意義だけでなく、政治的、経済的意義において今日最も重要であるということが出来るであろう。

三　戦前の軍縮と戦後の軍縮

軍縮に対する考え方は、第二次世界大戦の終結と共に、戦前とは著しく変化することになつた。いいかえるならば、原爆

の出現とそれに社会主義世界体制の出現は、戦後の軍事的世界像を一変させた結果、従来の国防軍備の考え方を転換させることになつたのである。それはまた、極東軍事裁判においてパル判事がいみじくも喝破したように、原子爆弾は利己的な国家主義、防衛上の孤立主義を徹底的に破壊し去つたのである。(17)

戦前には、国防は軍備兵力によつて保たれるという信念が牢固としてうちたてられていたから、軍縮もその国防との関連において、国家の安全保障を損わないように考慮されていたのである。それ故に、軍縮は国際平和という美名の下に唱えられても、それは戦略的見地から仮想敵国に対する対抗牽制手段として駆引に使われる傾向があつた。それは、軍事外交の見地から国家の安全防衛、ないしは次の戦争に備えて優位を占めるための軍縮であつたのである。いわば、軍縮は安全防衛、勢力均衡安定のためのストラテジーとしてとられていたのであつて、そこでは政治軍事的考慮が優先していたのである。したがつて、国家の安全防衛のためには、軍縮は軍拡の前に席を譲るのがつねであり、事国防にかかわるものである以上、国家は軍縮に消極的にならざるをえなかつたのである。

それと同時に、戦前各国が軍縮に関心をもつたのは、平和人道主義に基いて毒ガスを含む特定兵器の禁止が唱えられたとしても、それが人道心に訴えるよりも軍事的価値ないしはそれを用いることにより蒙る反対の災害の考慮によるところが大きかつたのである。それはいわば害敵手段の制限という形で軍縮規定が成立したのである。したがつてそれは、戦時国際法の発想にほかならないのであつて、交戦法規として新兵器使用禁止の軍縮措置がとられたとしても、それは人道主義と軍事的必要とのバランスにおいて反作用のマイナスを考慮した結果であつたのである。(18) この意味において、戦前の軍縮は、やはり結局のところ害敵手段の制限という戦時国際法の路線の上に立つものであつたといつて差支えないであろう。

然るに、戦後の軍縮は、単に軍事外交上のストラテジーによつても、また戦時国際法の延長線上においても考えられない特徴が見られるのである。勿論、戦前と同様に戦略的優位を確保するための軍縮、逆にまたそれを打破しようとする軍事外

交上の軍縮要求が依然として存在したことも事実である。それは殊に戦後数年間原爆をアメリカが独占した時代に顕著に見られたところであり、ソ連がそれを打破して以後の核クラブ思想は、冷戦下の米ソ妥協結託に基くものであつて、その意味においては、人類平和という大義名分をかかげながら、実は世界世論を欺く欺瞞的軍縮であるといえる。それ故にこそ、部分的核実験停止条約あるいは核兵器の不拡散に関する条約が手放しに軍縮条約として高く評価されないわけである。殊に核停条約には、地下核実験の抜け道が残されている点は、核軍縮条約の第一号として批判の余地のあるところである。

それにも拘らず、戦後の軍縮において最も特徴的であるのは、それが単に一国の安全防衛の問題としてではなく、人類生存の必須条件として考えられるようになつたことである。軍縮は、原水爆の出現によつて人類破滅の危険をはらむ核戦争を防止しようという要求に根ざすのであつて、その線に沿つて核実験を禁止することは人類人民の死活的利益の問題とされるに至つたからである。それ故、核実験だけでなく、生物化学兵器の製造禁止もまた、同様に人民のヴァイタルインタレストにかかわるものとされるわけである。この意味においては、軍縮は人類の命運にかかわり、国家の安全保障以上のものであるから、軍縮こそは人類生存の鍵であるということが出来るであろう。

この戦後の軍縮は、原水爆という核時代を背景として、原子戦争の禁止、核兵器の禁止を中核とする平和主義の世界世論の高まりを国連の中において国際条約の形に凝集させようという試みとなつてあらわれたのである。しかしそれは、これをストレートに実行すれば核兵器を主権国家に放棄させることになるから、実際には核実験を制限するための探知や登録のための提案、核兵器使用禁止に関する決議などの形で提起されるわけである。それにも拘らず、この人類生存という見地からする核軍縮の動きは、化学生物兵器の禁止、海底軍事利用の禁止などの非核措置と共に、平和を熱望する人類の普遍的意思の表明として、人民の悲願として国連を通じて世界法に昇華し得ると思われるのである。

ここに戦前の古典的軍縮観念は、国家本位の軍事戦略的次元において把握された相対的軍備制限を特質とするものである

から、たとえその軍縮が行われたとしても軍備が残る限り国家の対立競争は存続するわけであり、したがつてまた戦争の原因は残されることになる。これに対して、戦後の新しい軍縮観念は、国家間の軍備競争を低減し均衡させるという一時的なものではなく、人類生存という立場から核兵器をはじめとして軍備そのものをなくすことを目的として、軍備撤廃、全面軍縮をめざすものであるから、それは絶対的な軍縮ということを特色とするのである。これは現実に実施が困難とみえながら、しかもゼロから出発するのではなく、すでに過去の積重ねの上に一歩一歩前進しつつあるものであること[19]を認めることができるであろう。

以上において戦前の軍縮と戦後の軍縮との特徴をあげてみたのであるが、これは実際にいかなる実証的な材料に基くものであるかを軍縮条約の歴史的系譜という形で整理しておきたいと思う。これは極めて一般的な仕分けであるので、補正の必要があるのはいうまでもないにせよ、次の系統のものに分けられるであろう。[20]

一、人道主義的軍縮条約系統のもの

(1) 一八六八年　セント・ピータースブルグ宣言
(2) 一八九九年　毒ガス等禁止に関するハーグ宣言
(3) 一九〇七年　陸戦の法規慣例に関する条約（害敵手段の制限に関するハーグ陸戦法規）
(4) 一九二二年　潜水艦及び毒ガスに関する五国条約
(5) 一九二五年　毒ガス等の禁止に関するジュネーブ議定書
(6) 一九四八年　集団殺害の防止及び処罰に関するジェノサイド条約
(7) 一九五二年　ジュネーブ議定書の加入批准に関するソ連提案
(8) 一九五三年　ローマ法王ピオ十二世の原爆細菌兵器禁止についての国際協定案
(9) 一九六九年　「化学・および生物兵器とそれが使われた場合の効果」と題するウ・タント報告書発表
(10) 一九六九年　化学・細菌（生物）兵器問題に関する第二四回国連総会決議

二、一般軍縮条約（軍備管理も含む）系統のもの

(1) 一九一九年　国際連盟規約（第八条）
(2) 一九二一年　ワシントン海軍軍備制限条約
(3) 一九二八年　不戦条約
(4) 一九二九年　リトヴィノフ議定書
(5) 一九三〇年　ロンドン海軍軍縮条約
(6) 一九三三年　侵略の定義に関する条約
(7) 一九四一年　大西洋憲章（第八項）
(8) 一九四五年　国連憲章（第一一条第一項、第二六条、第四三条、第四七条第一項）
(9) 一九四六年　軍縮大憲章（軍備の全般的な規制及び縮小を律する原則）
(10) 一九四七年　国連通常軍備委員会の創設に関する決議（軍備の全般的規制と縮小および国際連合軍について情報を供する原則に関する決議）
(11) 一九四八年八月一二日　国連通常軍備委員会、大量破壊兵器の定義、兵力と軍備縮小六原則
(12) 一九五二年一月一一日　米英仏三国軍縮案（すべての武装兵力およびすべての兵器の規制、制限および均衡のとれた縮小ならびに原子力の国際管理に関する決議）（国連軍縮委員会創設に関する決議）
(13) 一九五二年一月一二日　ソ連の包括的軍縮案（新しい戦争の脅威と闘い、諸国間の平和と友好関係を強化するための措置）
(14) 一九五二年五月二八日　兵力の数的制限に関する西側三国案
(15) 一九五二年一二月二〇日　侵略定義委員会創設（国連総会）
(16) 一九五五年三月二九日　英仏、兵力縮小に関する新提案
(17) 一九五六年三月二七日　ソ連の部分的軍縮案（通常兵器と武装兵力の縮小に関するグロミーコ草案）
(18) 一九五七年一月一二日　米国のアームズ・コントロール措置のロッジ提案
(19) 一九五九年九月一七日　英国の包括的軍縮に関するロイド提案
(20) 一九五九年九月一八日　ソ連の軍縮全廃に関するフルシチョフ提案

(21) 一九六〇年三月二日　西側の軍備撤廃案（一〇ヵ国軍縮委員会）
(22) 一九六一年九月二〇日　軍備撤廃交渉の八原則に関する米ソ共同声明
(23) 一九六一年一二月二日　一八ヵ国軍縮委員会の創設に関する決議
(24) 一九六二年三月―四月　ソ連とアメリカの軍備全廃案
(25) 一九六四年二月二五日　英国の国連平和維持軍の創設等九項目提案（一八ヵ国提案）
(26) 一九六五年一二月三日　全面完全軍縮問題に関する決議（第二〇国連総会）
(27) 一九六六年一二月五日　全面軍縮問題に関する決議（第二一国連総会）
(28) 一九六八年一一月一九日　軍縮による資源の平和的転用の決議案（第二三国連総会）

三、核兵器・原子力管理系統のもの

(1) 一九四五年一一月一五日　原子力国際管理に関する英米加三国首脳共同宣言
(2) 一九四六年一月二四日　国連原子力委員会創設決議
(3) 一九四六年六月一四日　アメリカの原子力国際管理案（バルーク案）
(4) 一九四六年六月一九日　ソ連の原子力兵器禁止案（グロミーコ案）
(5) 一九四七年六月一一日　ソ連の原子力国際管理案
(6) 一九四八年九月二五日　軍備縮小および原子力兵器に関するソ連決議案
(7) 〃　一一月五日　原子力委員会の三提案（国連総会）
(8) 一九五〇年三月一九日　ストックホルム・アッピール（原子力兵器無条件禁止要求）
(9) 一九五二年一一月三日　ソ連の水爆無条件禁止提案（ヴィシンスキー案）
(10) 一九五三年一二月八日　原子力平和利用の国際機関創設に関するアイゼンハワー提案
(11) 一九五四年六月一日　原子力兵器不使用に関するソ連提案
(12) 一九五四年六月一一日　三段階軍縮に関する英仏案（国連軍縮小委員会提出）
(13) 一九五四年九月三〇日　ソ連ヴィシンスキー代表の妥協的軍縮案

(14) 一九五五年五月一〇日　全面的軍縮に関するソ連のマリク提案
(15) 一九五五年七月二一日　アイゼンハワーの空中査察案
(16) 一九五六年一〇月二三日　国際査察などに関する国際原子力機関憲章
(17) 一九五七年一月一二日　部分的措置に関するアメリカのロッジ提案
(18) 一九五七年一月一八日　核実験の登録制に関する日本・カナダ・ノルウェー三国提案
(19) 一九五七年四月一二日　ゲッティンゲン宣言（西ドイツ物理学者による核兵器製造不参加表明）
(20) 一九五七年四月―八月　空中査察に関する東西両案（「部分的軍縮措置の履行」と題するゾーリン提案と、これに対応する英米仏加四国提案）
(21) 一九五七年一〇月二日　ラパッキー・プラン（東西両ドイツとポーランドでの核兵器の生産、貯蔵の禁止提案）
(22) 一九五八年三月三一日　ソ連の一方的核実験停止決議
(23) 一九五八年六月一三日　原子力放射能の影響に関する国連科学委員会の報告書
(24) 一九五八年八月二一日　核実験探知技術専門家会議の報告書
(25) 一九五八年一〇月一七日　核兵器拡散防止に関するアイルランド提案
(26) 一九五八年―一九六〇年　核兵器実験停止条約草案（合意部分）
(27) 一九五九年四月一三日　アイゼンハワーの大気圏内核実験停止提案
(28) 一九六〇年五月六日　ソ連の軍備全廃条約の基本規定（一〇ヵ国ＩＤＣへ提出）
(29) 一九六一年一一月二四日　核兵器使用禁止に関するエチオピア決議案
(30) 一九六一年一二月四日　非核クラブ創設に関するスウェーデン決議案
(31) 一九六二年一二月一一日　「黒い箱」（自動地震記録所）に関するソ連提案
(32) 一九六三年六月二〇日「ホットライン」についての米ソ取きめ
(33) 一九六三年七月二五日　部分的核兵器実験禁止条約
(34) 一九六三年一〇月一七日　核兵器の宇宙空間配置を禁止する決議案（第一八総会）
(35) 一九六四年一〇月一六日　核兵器を最初には使用しないという中国声明

(36) 一九六五年八月一四日　イタリア、十八ヵ国委員会で自発的な核兵器非保有宣言案
(37) 一九六五年八月、九月　核拡散防止条約に関する米ソ両案
(38) 一九六五年九月二日　スウェーデン、十八ヵ国委で核実験探知クラブの創設提案
(39) 一九六五年一一月一九日　核拡散防止決議（第二〇国連総会）
(40) 一九六五年一二月三日　国連総会、核および熱核実験停止の緊要性に関する決議
(41) 一九六六年五月二六日　核実験探知国際会議の世界的探知網設置のよびかけ
(42) 一九六六年七月七日　核兵器禁止会議をジュネーブ軍縮委員会でソ連提案
(43) 一九六六年一一月二三日　第二一国連総会、核兵器の影響調査決議案
(44) 一九六六年一二月五日　国連総会、地下核実験禁止条約締結促進を決議および核兵器使用影響専門家会議開催に関する決議
(45) 一九六八年一月一八日　米ソの核兵器拡散防止条約草案
(46) 一九六八年一二月二〇日　宇宙空間における国際協力に関する二六ヵ国共同提案
(47) 一九六八年七月一日　核兵器不拡散に関する条約調印（ワシントン、モスクワ、ロンドン）
(48) 一九六九年四月二三日　米ソの海底及び海床ならびにこれらの地下に核兵器その他大量破壊兵器を設置することを禁止する条約案

四、ディスエンゲージメント系統のもの

(1) 一八一七年　ラッシュ・バゴット協定（湖水地方の相互撤収米加案）
(2) 一九五五年七月二一日　イーデンの欧州武装禁止地帯設定提案
(3) 一九五七年一二月一〇日　ブルガーニンの中欧非核地域設定提案
(4) 一九五八年一月一一日　ブルガーニンのスカンディナビア非核地域設定提案
(5) 一九五八年二月一四日　ラパッキーの中欧相互非核武装地帯案
(6) 一九五九年一月二七日　フルシチョフの全東アジア・太平洋非核地域設定案
(7) 一九五九年四月一八日　周恩来の全東アジア・太平洋非核地域設定案
(8) 一九六一年一一月一四日　アフリカ非核地域化決議案（第一六総会）

(9) 一九六三年五月二七日　ソ連の地中海非核化提案
(10) 一九六三年一一月二七日　ラテン・アメリカ非核化決議案（第一八総会）
(11) 一九六五年一二月三日　アフリカ非核化に関する宣言（第二〇総会）
(12) 一九六七年二月一四日　ラテン・アメリカ非核地域条約調印（メキシコシティー）

五、宇宙空間等未開拓地域平和利用系統のもの

(1) 一九五九年一二月一日　南極条約
(2) 一九六五年一〇月一三日　米ソ宇宙協力協定（ワシントン）
(3) 一九六七年一月二七日　宇宙天体条約（モスクワ）

最後に附記すべきは、軍縮に直接ふれていなくとも、事実はこれを内容的に含む条約、決議、提案、声明などが少なくないことである。例えば軍縮会議外にある国々の声明、例えば原爆実験に成功したときの中共政府声明（一九六四・一〇・一六）の如きも、「中国政府は世界各国政府にたいして丁重につぎのように提案する。世界各国首脳会議を開いて、核兵器の全面禁止、完全廃棄の問題を討議する各国首脳会議はその第一歩として、核兵器の保有国ときわめて近い将来核兵器を保有する可能性のある国家が、核兵器を使用しないこと、つまり核兵器を持たない国にたいして核兵器を使用しないこと、非核武装地帯に対して核兵器を使用しないこと、そして相互の間でも核兵器を使用しないということを保証する義務を負う、そのような協定に達するべきである、と。もしすでに大量の核兵器を保有している国が核兵器を使用しないというこの点すら保証できないとしたら、核兵器をまだ保有していない国家にかれらの平和への誠意を信じて可能なそして必要な防衛措置をとらないようどうして期待できるだろうか。（中略）われわれは確信する。核兵器は人間が作つたものであり、人間はかならず核兵器を消滅することができる、と。」としているのを見れば、これもまた軍縮提唱であることが明かになるであろう。

四　軍縮と国際法

従来、軍縮と国際法とは直接に結びつく関係にはなかつた。それは、軍縮に関して調印批准を経た条約というものが数少なかつたために、実定国際法の立場からすれば、法的対象と見做されなかつたからである。事実、国際法の書物の中で軍縮をまともにとりあげたものが殆んどないのは、それが安全保障の一部として扱われた以外では、軍縮が客観的にとらえられなかつたからであろう。軍縮はこれを軍備制限という形で実際に条約の対象にされたとしても、その条約は政治条約であるのをつねとするから、かかる流動的なものは条約法として国際法にとり入れられる余地が少なかつたのである。殊に軍縮は、国家主権の神経に鋭くさわるものであるから、国家が軍縮に関する法的規制を受けるのを嫌つたことも、国際法が軍縮に深入り出来なかつた理由であると思われる。

しかし、軍縮というその表現にとらわれることなく、その実体についてみるならば、戦時における害敵手段の制限という面で国際法はすでに大きな役割を果し、戦争の災害を減少するために戦争遂行の手段に制限を加えてきたことは周知のところである。BC兵器の使用禁止は、つとに国際法がとりあげてきたところであつた。ただこのように現実に起つた戦争においての兵器の使用制限だけでなく、未然に戦争を防ぐという方向で、すなわち戦争発生を制限するということもまた国際法の任務なのであつて、その意味では、国際紛争の平和的解決の発達ということも重要である。[21] この戦争の発生それ自身を抑制しようという試みを、従来の国際法の分野においてではなく、ここで一歩進んだ戦争ないしそれに匹敵する災害の原因に対して予防措置を講ずるという方向に向けて行くことが、国際法の新しい課題としてあらわれて来たのである。

いいかえるならば、伝統的国際法が国家利益の見地から害敵手段の制限という形でアプローチして来たのであるが、今日ではこの戦時国際法の延長線だけでは軍縮をとり扱うことは出来なくなつているのである。現代の軍事技術の成果である新

兵器は、核兵器をはじめとしてそのもたらす軍事的利益とそのもたらす害悪とは比較を絶しているので、新兵器の軍事的効果と人道的考慮の間には妥協の余地がなくなつていることはいうまでもないところである。戦前、空襲について考えられたようなことは今日ではあてはまらない。いまや、従来の戦時国際法的思惟の枠から出て新しい視野から軍縮を見直すべきときが来ているのである。殊に戦争の予防行動としての軍縮の意義は大きい。核兵器に対する処置やBC兵器の問題は、その使用される軍事行動の始まる以前から、平時において法的規制を受け制裁をもつて対処しなければならない。何となれば核原料や化学生物物質の備蓄、実験製造の禁止、平素からの査察ということが重要だからである。軍縮のこの側面に対して、平時から国際法が法的支配を及ぼすことは当然といえるであろう。

このような観点に立つならば、軍縮についての既成条約は数多くないとしても、前節末尾に見たように、条約以外の軍縮関係の資料、あるいは条約に至るまでの国際法的素材が国連決議をはじめ軍縮委員会記録などの中に膨大な量をなしているのを発見するであろう。これらに対して従来の国家主権にとらわれた国際法的視角からでなく、人道主義的準則、法の理念である正義、公正、自由平等などの一般原則を加えた世界的眼光の下で考察することが許されてよいのではなかろうか。仮に一歩譲つて、国際法が条約と国際慣習から成立するものとしても、軍縮に関する規制が条約にまで成熟していなくとも、軍縮に関する協議事項、申合せはすでに数多く存在している以上、これに対して法的検討のメスを入れることができる筈である。戦前には、国際連盟が軍縮について熱を入れ世界軍縮会議が開かれ、軍縮規定も生れたのであつたのに、第二次大戦後は、国連が五大国の一致で平和を維持する建前をとつたので、軍縮もまた大国間の話合いの場所で行われることが多く、したがつて軍縮についての世界的合意、協定というものはパワー・ポリティックスの蔭にかくされてしまつていた傾きがある。しかし、核保有国のみならず科学技術の発展に伴う潜在的核保有国がふえて来るにつれ、大国のみならず中小国もまた軍縮のために参与する必要が生じ、国連十八ヵ国軍縮委員会が生れたが、それは更に二六ヵ国にまで拡大されるに至つてい

る。その成果は、核軍縮から非核措置に至るまで広い範囲に及んでいるのである。ここに、これらを整頓して軍縮国際法というカテゴリーを形成することは、実定国際法の立場においても先走つた構想であるとはいえないであろう。むしろ軍縮関係のことを国際法の範囲外に放置しておくことが許されない事態になつてきていると思われるのである。国際法が国家主権にとらわれて国家の生滅ということのみを関心事としていることは時代遅れであり、その段階にとどまる限り、人類の生存ということを第一の目標とする世界法がこれに代ることになるのは自然の成行といえよう。

五　軍縮と世界法

軍縮が人類の生存に不可欠なものであるということはいまや明らかになつた。たとえ原水爆の戦争が起らなくとも、それ以前に核実験が行われると、死の灰は世界を蔽い、各国の人民が被害を受けるであろう。殊に、現今の科学技術の発達によつて人類が月まで到達し、宇宙空間にまで人類の行動半径が拡大した今日、「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約」と称せられる宇宙条約が成立する事態では、核軍縮が緊急の課題となつているのである。軍縮は単に一国の安全保障、生存にかかわるものでなく、ひろく全世界、人類の安全と生存にかかる問題なのである。それ故に、予防軍縮という形で、宇宙空間において、海底において、南極において、軍事利用を禁止するという条約が成立するに至つているのである。このように、今日では核時代、宇宙時代に入つて、ＡＢＣ兵器が人類破滅の危険性を現実に深刻化して来た以上、核停条約、天体条約、海底非核化条約、化学生物兵器禁止条約、核拡散防止条約などが相次いで出現して来たわけである。それは人類生存のためには、各国が好むと好まざるとに拘らず、このような軍縮条約を結ばざるを得ない事態に立至つたからである。

殊に核拡散防止条約は、非核国の国家主権制限を明らかに認めたものであるが、このような非核国だけでなく、米ソの如

き核保有の超大国も、軍縮委員会において、「核または他の大量破壊兵器の所属する物体、かかる兵器の貯蔵、実験または使用を目的とする構造物、発射施設等を沿岸一二カイリ以遠の海底、海床およびその地下に設置することを禁止し、他の当事国の海底での活動が条約義務履行についての疑惑を生ぜしめるときは、当事国は公海の自由を含める国際法で認められる権利を侵害することなく、当該活動を検証する権利を有する」旨を骨子とする条約案を提出するに至つているのである。この点については、わが朝海代表が「公海下であると領海下であるとを問わず、核その他の大量破壊兵器を海底に設置することを禁ずべきである」と述べているのは重要である。[22] ここに観取されることは、国際法の領域から一歩出た世界法の萌芽が生えていることである。

いうまでもなく、国連決議や条約草案、報告書などは、それだけで条約のような拘束力をもつものではない。しかし、これらの国連総会決議を通じて見られる特徴は、全面完全軍縮に関する決議のように、一見非現実的と思われるものですら、その殆んどが全会一致で、賛成が一〇〇ヵ国を超えているものが多く、反対はゼロであるということである。これらの積重ねの上に軍縮条約が生れて来るのである。さらにまた、軍縮については、非核保有国の中小諸国の活動がきわ立つているのであつて、例えば核不拡散条約署名によつて非核兵器国が責任を果した以上、核兵器国も条約に基いて負う核軍縮の義務を履行する意図を示すべきであると堂々と大国に迫つているのである。[23] 日本などとは較べものにならない小国のマルタ、シェラレオネ、タンザニアなどの諸代表も軍縮について積極的な発言提案をしていることも見落せないところである。ここに、軍縮は国の大小を問わず、世界人民の平和熱望の世論を背景として、人類生存のための普遍的法規範を要請するものということが出来るであろう。さらに具体的に人類の平和利用の展望という見地からみるならば、天体宇宙や南極より差当り我々に切実に関係があるのは、何といつても海底の問題である。

この海底軍事利用禁止問題は、海底平和利用問題と裏腹をなすものである。この問題については、米ソがともにその条約

案を軍縮委員会に提出しているが、それは固定核兵器とその他の固定大量破壊兵器などという禁止対象だけでなく、その範囲という点で、大きな相違がある。ソ連案の方は、海底の軍事利用を全面的に禁止し、禁止の範囲を距岸一二カイリとしているのに対して、米国の方は沿岸国の基線から三カイリ以遠としている。いわば、範囲について一致していないのであるが、この問題に対して、我が国が領海を含めての非核化という画期的な構想を打出したのは注目すべきことである。「地表の七〇%を占める海底に軍備競争が波及するのを防止することは、極めて意義あることである」と朝海代表が述べているが、[24] それは軍縮について現行国際法的制約を一歩出た世界法を志向するものというべきではないであろうか。

なお、海底及び海床ならびにこれらの地下に核兵器その他の大量破壊兵器を設置することを禁止する条約案 (Draft Treaty on the Prohibition of the Emplacement of Nuclear Weapons and other Weapons of Mass Destruction on the Seabed and the Ocean Floor and in the Subsoil thereof) などが、軍縮委員会に提出されているが、その前文には、

「平和目的のための海底及び海床の探査及び利用の進歩についての人類の共通の利益を認識し、海底及び海床における軍備競争の防止は、世界平和の維持に貢献し、国際間の緊張を緩和し、国家間の友好関係を強化すること」(以下略) と述べて、「これらの兵器を貯蔵し、実験し、又は使用するために特に設計された構造物、発射施設、又は他のいかなる設備をも備えつけず、又は配置しないことを約束」(第一章) していることは、単なる一国の利害のみならず、世界各国人民の安全利益のための軍縮規定であり、それは軍縮世界法の萌芽と見られるであろう。[25]

しかも、これは第二条の海底区域の限界と第三条の検証については、領海及び接続水域に関する条約上の制限、公海の自由を含む国際法により認められた権利を侵害しないことを条件とすること、またすべて検証活動は、国際法の下で大陸棚の天然資源について有する沿岸国の主権又は排他的権利を十分考慮に入れて行われるものとすること、第七条において、「異常な事態が自国の至高の利益を危うくしていると認めるときは、その主権の行使として、この条約から脱退する権利を有す

る」と規定していることは、現行の実定国際法の特質を露呈するものであつて、この意味では、国際法が軍縮へのブレーキになつているといわれても致し方ないであろう。国際法は超国家法ではなく、各国家の意思の一致によつて成立するものであるとして、領海における国家主権をみとめ、それを自国活動の聖域としたところに、国際法の限界が見出されるであろう。

さらに、化学・細菌（生物）兵器問題（Question of Chemical and Bacteriological (Biological) Weapons）に関する第二四回国連総会決議（General Assembly Resolution 2603A, 2603B (XXIV)）の如きが成立していることは、軍縮が世界法への架け橋となつていることを示していると思われる。殊に一九六九年一二月一六日の国連総会本会議における、2603B の統一決議の如きは、賛成一二〇、反対〇、棄権一で採決されて居り、それは殆んど全加盟国の全会一致のコンセンサスの上に成立していることは、それが軍縮について世界法へ具体的な前進を示したものと見ることが出来よう。そのスウェーデン案は、

「(a)戦争方法のいかなる化学剤、すなわち、気体、液体、固体たるを問わず、人間、動物、又は植物に対する直接の毒性作用のため用いられるかも知れない化学的物質。

(b)戦争方法のいかなる生物剤、すなわち、その性質によるか又はそれから得られる伝染性の物質によるかを問わず、人間、動物又は植物を罹病又は死亡させることを意図し、かつ攻撃された人、動物又は植物の中で増殖する能力にその効果を依存する生命ある有機体の国際間の武力衝突における使用も一九二五年六月一七日にジュネーヴで署名された窒息性ガス、毒性ガス又はこれに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用の禁止に関する議定書に体現されている一般に認められた国際法の規則に違反するものと宣言する。[26]」

というものであり、同日の統一決議の方は、その前文において、

「戦争目的のために意図された化学・生物剤の開発、製造及び貯蔵が終止し、それらがすべての軍備から除去されるならば、厳重かつ効果的な国際管理の下における全面完全軍縮、したがつて、全世界の平和、に対する見通しはきわめて明るいものとなるであろうとの報告の総論に留意し」、本文において「一九二五年六月一七日にジュネーブで署名された戦争におけ

る窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用の禁止に関する議定書の原則と目的をすべての国が厳格に遵守することを改めて要請する。[27]」と述べられていることは、それが以前のような戦時国際法規としての使用禁止ではなく、平時において予防軍縮という形でとりあげられていることを注目すべきである。一九六九年九月のソ連案の如きは、それを真正面からとりあげて、「化学及び細菌(生物)兵器の開発、生産及び貯蔵並びにそれらの兵器の廃棄に関する条約[28]」案として明示している。この化学生物兵器問題は、単に戦争に使用されるとき等しく無差別な大量破壊をもたらすものであるのみでなく、それは核兵器と異つて平和産業に不即不離の関係にある。したがつて、兵器開発製造だけでなく、その関係の化学、生物剤の開発、生産及び貯蔵も制限禁止さるべきなのである。[29]

この点の軍縮に関連して、我が国は一九六九年軍縮委員会に加入して以来、地下核実験禁止問題、化学生物兵器禁止問題、海底軍事利用禁止問題などについて積極的寄与をなしていることは注目されてよいであろう。[30]戦後の軍縮委員会は、米ソ大国の余りにも強力な発言力と東西冷戦の影響を受けて、中小国の参加も遅々としていたが、その後一八ヵ国委員会は、昨年更に二六ヵ国に拡充されて、名前も単純に軍縮委員会(CCD)となり、東西側各七ヵ国、中立一二ヵ国という構成となつている。従来は核保有国の優位が蔽い難かつたが、この傾向に対してはイタリアをはじめ非核保有国の団結が見られ、軍縮については、中立諸国、アジア・アフリカの新興諸国の積極的関与が見られるのである。このように、軍縮委員会で東西中立の三つの色分けが見られながらも、原子戦争禁止、核兵器、BC兵器の廃止というような世界世論を背景として、核保有の大国のみならず、すべての国の人民が軍縮実現のための協力を惜まない現実に注目するとき、軍縮に関する限り全世界の人類の生存を要求される法形態として世界法の実現が今日眼前まで来ているといえないであろうか。

ここに、世界法は、国際法をも含めて国家相互間の法的関係のみならず、国籍国境を異にする人民の間の法的関係を規律する一切の法を意味するものとするならば、それは国家国境をこえてすべての人民が何人も服さなければならない人類普遍

の法規範として認められるであろう。それは、すべての国、すべての人が否定することが出来ない自然法的基礎をもつている。この意味の世界法は、ややもすれば理想理念ととられがちであるが、軍縮こそ当面人類生存の鍵であるとすれば、軍縮についての世界法は、我々の切実な現実の問題であるといわねばならない。従来のような国家主権を尊重し、国内管轄事項には立入らないという制約をもつ国際法では、この軍縮の実践に不十分であるのは明らかである。国際生活の現実は、現行国際法の枠の中では律し得なくなつている。いまや国際法を伝統的な制約から解放して、国内事項についても関与出来るような世界法への前進こそ、今日我々が解決を迫られている緊急の課題である。国際法は、国家主権にとらわれ国家の生滅を第一の関心事とするのに、世界法は国家主権をこえて人類の生死存亡を第一の問題とする。ここにおいて、国際法は軍縮において世界法に跳躍する足場を見出し、世界法は軍縮を通じて理念の世界から現実の法へと下降することが出来ると思われるのである。

（1）本稿は昭和四五年五月一四日広島平和記念館において行われた世界法研究会における報告の要旨に加筆したものである。本来ならば、潮田先生の御専攻にちなんで政治哲学関係のテーマにしたかつたのであるが、理論的潔癖を貫ぬれた先生の御性格を考えて、羊頭狗肉でない方がよいと思い、この題目にした次第である。ただ国際法専攻でない筆者が、このような問題をとりあげたことについて先生が、この問題の結論はとにかく、本題は提出するに値すると許して下さることを念じている。

（2）この典型的な表明は、Grenville Clark and Louis B. Sohn; World Peace Through World Law. University Press, Cambridge, Mass. Second Edition (Revised) 1960. Havard First Printing (Modern Asia Edition), 1960 に見られるところであるが、それは冒頭の Forward が (p. xi) 次の Introduction (p. xv) から軍縮のことをとりあげ、最後の Annex I は、Disarmament に捧げられているのに象徴されているであろう。なお、クラーク、ソーンの世界法論に言及しつつ、国際政治的世界法論を説いている者に Ramond Aron がある。(Peace and War 1966, p. 234.)

（3）田中耕太郎　法哲学一般理論上　昭和三五年二九四頁　法律学専攻でない筆者は、本稿執筆に当り、博士の「世界法の理論」をはじめその関係論著を参考にすることが多く、それによつて示唆されること少なくなかつた。ここに深謝する次第である。

（4）田中耕太郎　世界法の理論　第一巻　昭和七年岩波書店二八九頁　ここでは、「世界法は自然法に非ず」、「世界法は理念に非ず」、「世界法は現実に存在す」と明記されている。

（5）軍縮と国際法との関係は、意外にとりあげられることが少なく、軍縮と国際法という形でまともにアプローチした書物としては筆者の調べた限り僅

かに、Allan Gotlieb; Disarmament and International Law, 1965. Canadian Institute of International Affairs Tronto. があるにすぎなかつた。外国の国際法の書物で軍縮をとりあげているものは、Georg Schwarzenberger; The Legality of Nuclear Weapons, 1958. The London Institute of World Affairs. がある。寡聞にして国際法知識に欠けているので、他にあるのであろうが、私の見た限りでは、Brierly; Law of Nations 最近版でも見出されず、上述の Clark, Sohn; World Peace Through World Law のほかに Dr. Schwarzenberger, Keeton; Making International Law Work, 1946, Dr.Schwazenberger; A Manuel of International Law, 1952. J. Stone; Aggression and World Order, 1958. 位のものである。雑誌論文の形で軍縮と世界政府または世界法の問題をとりあげたものは数多い。例えば最近出された Armament and Disarmament; edited by Walter R. Fisher, and Richard Dean Burns, 1964 Wadsworth, California. の第二章は、軍縮にあてられているが、その中で、かの「世界法による世界平和」の著者である Grenville Clark は、"The Need for Total Disarmament under Enforceable World Law" という文字通りの「軍縮と世界法」論文を載せている。今は世界政府論者の数は少なくないが、それを世界法として打出したのは、クラーク氏とソーン教授とであろうが、同氏は世界法推進に献身しその死の前、行われた未公開インタービュー記録たる "Is World Government Possible?" において、軍事手段で他国を支配する力を我々はすてることだ、それがすべてだといい残している。(WAR/PEACE Report May, 1967,p. 5.)なおこの WAR/PEACE は、世界法推進関係記事が頗る多く October, 1965 の World Rule of Law: How, When, or Ever? 特集号では、Sen. Joseph S. Clark は、"Disarmament and World Law" という論文を載せ国際的に法律専門家が軍縮条約を起草提案すべきことを説いている。すなわち、その要旨を述べると次の如くである。「戦争を回避し、国際平和を達成するためには、全面軍縮と、これを強制するための世界法の両方が必要である。全面的な軍縮と、世界法とは、相互に不可分である。軍縮は、これを強制する法がなければ実施されないし、またその軍縮が効果的に実現するためには、段階を追つて逐次行われて行くにせよ、結局全面的でなければならない。戦争回避の鍵は、一般的で完全な軍縮でなければならない。それは法律専門家によつて慎重に起草された条約によつて確立された一般的、包括的なものでなければならない。さらにその軍縮が実施されるに当つては、戦争兵器を独占した国際平和維持の警察力を背景にした法的手続を通じて強制されるべきである。しかしそれには、全面軍縮とこれを強制する世界法との必要を世界世論が理解し支持することが極めて大切である。従来のような軍備によつて安全保障が確保されるというような考えは、過去の遺物としてすて去られなければならない。」我が国において、軍縮という項目で国際法概論書でとりあげているのは、田岡良一博士　国際法講義上巻　軍備制限　があるのみである。勿論軍縮と表現されていなくても、実質的に原子兵器禁止問題として、横田喜三郎博士　新訂国際法の中に、安全保障或は核兵器の項目の中に収められているし、これが戦時国際法の中で取扱われているものも多い。なお宇宙空間の問題として軍事活動禁止という形でとりあげているものがあるのはいうまでもないが、これは後でふれることにする。他の題目の中でとりあげたものはあるにせよ、正式に「軍縮と国際法」と銘打つた論文は、大平善梧博士のそれが横田喜三郎博士還暦記念論文集の中に見出されるだけである。

最近出された条約集では、横田喜三郎・高野雄一編国際条約集（新版）が、第一〇章軍縮として部分的核実験停止条約と核兵器の不拡散に関する条約の二つを収めている。いうまでもなく、各国の批准を受けた条約の形に成熟しているものは少ないにせよ、国連においても、軍縮大憲章（軍備の全般的な

規制および縮小を律する原則）の決議が一九四六年一二月一四日総会本会議で採択され、以後も国連における軍縮関係の決議案、各国提案、覚書宣言、アッピールなどは幾多存在する。これについて注意すべきことは、それは調印されても批准されていないため条約集ではすべて欠落していることである。

(6) 例えば、最近の国連総会の核拡散防止条約に関係する決議をフォローしてみただけでも次の如きものがあるのを見ても、これを放置することなく国際法的観点からとりあげる価値があると思う。

㈠第一七総会（一九六二年）　核兵器実験停止に関する決議

㈡第一八総会（一九六三年）(1)核兵器実験停止に関する決議
(2)ラテン・アメリカ非武装化に関する決議
(3)核兵器使用禁止条約署名会議召集に関する決議

㈢第二〇総会（一九六五年）(1)核兵器拡散防止に関する決議
(2)世界軍縮会議開催問題に関する決議
(3)核および熱核実験停止の緊要性に関する決議
(4)全面完全軍縮問題に関する決議
(5)アフリカ非核武装化宣言に関する決議

㈣第二一総会（一九六六年）(1)核兵器拡散防止に関する決議
(2)全面完全軍縮問題に関する決議
(3)核兵器実験停止緊急性に関する決議

㈤第二二総会（一九六七年）(1)核実験禁止の緊要性に関する決議
(2)全面完全軍縮に関する決議
(3)核兵器使用禁止条約締結に関する決議
(4)ラテン・アメリカにおける核兵器禁止条約に関する決議

これらの発展過程の中に逐次改訂補充されて軍縮条約が熟して行く姿が見出されるであろう。

(7) Philip Noel-Baker; The Arms Race, 1958. Stevens and Sons Limited, London §44 p.　邦訳前芝確三、山手治之訳　軍備競争　四七一頁。

(8) 現代国際政治学者として正統派の代表として第一にあげられる Hans Morgenthau もまた、その代表作 "Politics Among Nations" の中で、disarmament をこのようにとつている。(Fouth edition, 1967. p. 375)

(9) New Nuclear Strategy in the "U. S. News & World Report." April 13, 1970.
Bears in Yankee Uniforms in the "Economist" April 4, 1970.

(10) Joseph Nogée; The Diplomacy of Disarmament, 1960. N.Y. p. 281.
(11) Quincy Wright; A Study of War Abridged by L.L. Wright, 1962, Chicago. p. 141-153.
(12) Noel-Baker の Arms Race 主要の部分はそれに捧げられているが、結論的には、軍縮には合意を妨げるような技術的困難はないといってよいのに、ただ一つ大きな困難に指導的軍事国家が軍縮を欲するという重大な政治的決定を下すかどうかということを指摘している。
(13) 我が国において前田寿氏は、やはりこの点を大きく問題にしている。これについては、同氏の日本国際政治学会編、国際政治一九六五年第三号「軍縮問題の研究」所収「核時代の軍縮交渉」参照。
(14) John H. Herz; International Politics in the Atomic Age, 1959. N.Y. p. 19.
(15) Richard J. Barnet; Who Wants Disarmament, 1960. Boston, p. 78.
(16) N. S. KHRUSHCHOV; Disarmament for Durable Peace and Friendship, 1960. Moscow.
(17) Justice Pal; Military Tribunal for the Far East. Sanyal & Company Calcutta. Indian Union 1950. p. 63.
(18) 田岡良一　空襲と国際法　二頁、二六頁、田岡良一　改訂国際法講義上　二六七頁。
(19) 外務省国際連合局軍縮室「一八ヵ国軍縮委員会における各国発言の概要」を参照すれば、この傾向を知ることが出来るであろう。
(20) この抜萃整理に当つては、一般条約集のほか左記のものを参考にした。
外務省国連局軍縮室　軍縮時報第一号
衆議院外務委員会調査室　衆外委資料第六十二号
〃　〃　核拡散防止・軍縮問題資料集
外務省　わが外交の近況　昭和四三年度（第一三号）
〃　四四年度（第一四号）
前田寿編著　軍縮問題資料集一九四五―一九六八年　日本国際問題研究所
前田寿著　軍縮交渉史一九四五年―一九六五年　国際文化会館
世界年鑑　一九七〇年版　共同通信社
(21) 田岡良一　国際法Ⅲ　法律学全集（有斐閣）57　二六二頁。
(22) 外務省　わが外交の近況　昭和四四年度　二五〇、二五一頁。
(23) 外務省国連局軍縮室　非核兵器国会議の審議概要　六一頁。
(24) 外務省国連局軍縮室　国連情報No. 14　日本の軍縮委員会の加入とその活動について　一八・二〇頁。
(25) 外務省資料　国軍(70)B―9。

(26)　外務省資料　国軍(70)B—5。
(27)　〃　(70)B—6。
(28)　〃　(69)B—23。
(29)　〃　(70)A—4　軍縮委員会における安倍代表一般演説。
(30)　軍縮委員会における我が国の活動業績には見るべきものがあり、最初の朝海代表は、軍縮の理念として「抑制力の規模を均衡を保ちつつ漸次縮小し、核兵器の全廃に導くこと」の均衡縮小の理論を強調し、次いで平和憲法の趣旨を説き、非核三原則に言及して、軍縮促進に協力すべきことを表明したのである。朝海代表は、更に核保有国が全面完全軍縮に向つて努力することを希望する一方「一歩一歩可能なところ」から部分的措置の積み上げの必要を説き、核軍拡競争がポイント・オブ・ノー・リターンに至らない間に「容易なところから順次合意を成立」させるように希望したのである。前掲国連情報No.14四・五・六頁。またいうまでもなく、日本が世界有数の地震国で地震学の分野で第一級であるということから、宮村博士を中心に専門家を顧問として送つて、具体的な検証制度の設置などを提案し、また化学生物学兵器の廃棄には川喜多博士をジュネーブ軍縮委員会の政府代表顧問に送つて具体的な貢献をしているのである。